

日本実験動物技術者協会関東支部規約

第1章 総則

(定義・名称)

第1条 当支部は、一般社団法人日本実験動物技術者協会（以下「本部」と記す）の定款に定める支部とする。

2. 当支部は、日本実験動物技術者協会関東支部（以下「支部」と記す）と称する。

(事務局の所在地)

第2条 当支部は、事務局を関東甲信越内に置く。

(運営の基本)

第3条 支部の運営は、本協会の定款を基本とする。

(目的)

第4条 当支部は、実験動物技術に関する知識、技術並びに技術者としての地位の向上に努め、もって実験動物科学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 支部は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互における知識及び技術の交流。
- (2) 実験動物技術者の育成。
- (3) 関連機関との交流及び情報の交換・資料の収集。
- (4) 出版物の発行。
- (5) 講演会及び講習会等の開催。
- (6) その他必要と認める事業。

第2章 会員

(会員)

第6条 支部会員の種別は、以下の通りとする。

- (1) 支部員 定義は定款に準ずる。
- (2) 支部協賛会員 定義は別途支部規程に準ずる。

(入会・退会)

第7条 支部員は、定款に準ずる。

2 支部協賛会員は、支部規程に準ずる。

(除名)

第8条 支部員は、定款に準ずる。

2 支部協賛会員は、支部規程に準ずる。

第3章 役員

(役員及び定数)

第9条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名

- (2) 副支部長 2名
- (3) 幹事 15名程度
- (4) 評議員 本部規程に準ずる
- (5) 監査 2名

2 支部の役員（以下「役員」と記す）は定款に定める支部員とする。

(選任)

第10条 役員の選任は次の手続きによる。

- (1) 支部長は支部役員選出規程に基づき、幹事会の選任とする。
- (2) 副支部長は、支部長の選任とする。
- (3) 幹事は支部役員選出規程に基づき、立候補制とする。
- (4) 本部規程による評議員は幹事会の選任による。
- (5) 監査は支部役員選出規程に基づき、幹事経験者の立候補制とする。
- (6) 新役員は選任後に、支部総会（以下、総会と記す）の承認を得なければならない。

(任務)

第11条 支部長は支部を代表して、会務を総括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは支部長の職務を代行する。
- 3 幹事は幹事会を構成し、支部の運営における重要事項を審議し、支部活動を円滑に遂行する。
- 4 評議員は、本部規程に定められた活動を行う。
- 5 監査は、支部の財産、幹事の業務執行の状況を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とし、通常総会から翌年の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、他の現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第4章 会議

(種類)

第13条 会議は次に分ける。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 委員会

(召集)

第14条 前条の会議のうち総会および幹事会は支

部長が召集する。

2 委員会はその長が召集する。

(定数)

第15条 会議の開催には、その会議の構成員の3分の1以上の出席を要する。

2 議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決による。

(委任)

第16条 総会にやむをえない理由により出席できない者は、代理人に委任して表決することができる。この場合において、欠席者は出席したものとみなす。

(総会の種類)

第17条 総会は通常総会と臨時総会に分ける。

2 通常総会は年1回とする。

3 臨時総会は会員の過半数若しくは、幹事の3分の2以上の要求がある場合、開催する。

(総会)

第18条 総会は支部の最高決議機関であり、次の事項を決議する。

(1) 事業報告・事業計画。

(2) 規約の設定若しくは改廃。

(3) その他支部運営に関する重要事項。

(幹事会)

第19条 幹事会は定期的を開催する。

2 支部長が必要と認めるとき、又は、幹事の3分の2以上の要求がある場合に開催する。

3 幹事会は、支部運営に関する全てについて審議する。

第20条 幹事会は、必要に応じて部局・委員会を設置できる。

第5章 会計

(経費)

第21条 支部の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれにあたる。

(会計年度)

第22条 支部の会計は、単年度とする。

第6章 細則

(名誉会員・顧問)

第23条 支部総会の議を経て、名誉会員・顧問を置くことができる。

(規程)

第24条 支部の運営について必要な規程を設けることができる。

(改廃)

第25条 規約及び規程等の改廃の手続きは次による。

2 規約の改廃は、幹事会及び総会の承認を要するものとする。

3 規程の改廃は、幹事会の承認を要するものとし、支部総会に報告する。

附 則

第1条 本支部規約は平成28年度総会の決議により、平成29年4月1日より効力を発する。

2 平成18年2月19日より施行の旧規約を廃止する。

第1条 平成30年2月24日平成29年度支部総会の決議により平成30年2月25日より施行する。